

令和3年度天白区「赤い羽根共同募金助成事業」要綱

1. 目的

福祉団体・地域団体等が実施する事業を支援することにより、地域福祉の向上をはかることを目的とする。

2. 助成の対象事業と期間

地域福祉活動及びその他の社会福祉を目的とする事業を助成対象とする。対象期間は令和3年4月1日から翌年3月31日とし、他の助成金を受けて実施する事業、団体の運営費等は対象としない。

3. 助成金額と交付

(1) 助成額は助成対象経費（別表参照）の総額3/4以内の助成とする。（※）また、従前からの継続事業の申請は、前年度申請額を上限とする。ただし、令和2年度未申請の事業については、令和元年度実績額を上限とする。なお、100円未満は切り捨てるものとする。

また、学童保育事業については30,000円の定額とし、上記内容は適用しない。

(2) 助成金の交付については、申請書の收受（受理）日は下表のとおりとする。なお交付については全て指定口座への振り込みとする。また、事業終了後、助成金に余剰が生じた場合は報告書類提出時に返金するものとする。なお、事業中止の際は原則返金とする。

	申請書の收受（受理）日	交付日
第1回	4月1日（木）～4月30日（金）	5月10日（月）
第2回	5月1日（土）～5月31日（月）	6月10日（木）
第3回	6月1日（火）～6月30日（水）	7月9日（金）

※ 事業の開催にあたり、必用な自主財源を用意すること。ただし学童保育事業を除く。

4. 申請方法

助成申請書（様式1～3）に必要事項を記載し、添付書類と合わせて期限までに本会へ提出するものとする。

5. 申請期限

令和3年6月30日（水）必着。なお、期日を過ぎての申請は受理しない。

（4月実施事業のみ例外とする。ただし、その際は第1回申請書收受日までに申請すること。）

6. 助成の決定

申請内容及対象経費を確認のうえ、助成決定通知書を交付する。

7. 事業の報告

助成事業終了後2週間以内に事業報告書（様式1～3）に必要事項を記載し、領収書の写し、事業の写真やプログラムとともに、本会へ提出するものとする。また、3月実施事業は月末までに提出するものとする。なお、報告書の内容や提出された記録写真は、本会広報紙及びホームページ、共同募金ホームページ「はねっと」への使用に同意を得たものとする。

8. 助成の取消

助成事業の実施が期間内に不可能と認められたとき、あるいは助成金が目的外に使用されたときは、助成金の取消または助成金を返還するものとする。

9. 広報および募金活動への参加

助成金を受配した団体は、事業名、もしくはプログラム・案内通知・広報・購入物品等に「赤い羽根共同募金助成事業」と明記し、地域住民や事業参加者に共同募金助成による事業であることを積極的に広報するものとする。また、助成金を受配した団体は、共同募金運動期間に行う事業やイベントの場において、募金活動に積極的に取り組むものとする。

(別表)

助成対象となる経費	内 容
諸謝金	講座、研修会等の講師への謝礼・交通費
旅費交通費	高速道路使用料、公共交通機関利用料等
消耗品費	文房具、印刷用紙、書籍、写真代等
通信運搬費	切手、はがき等（事業に係るもののみ）
印刷製本費	コピー代、チラシ、資料等の作成経費
食料費・景品代	既製品等による食事の提供にかかる経費・配布物の経費 ※購入した弁当など、既製品による食事の提供や景品・参加賞等の配布については、共同募金による助成であることから華美になりすぎないように、助成金額は 参加者1人につき500円を限度とする。
材料費	調理等に使用する食材料費。または創作、製作に必要とする材料費
手数料	振込手数料等
保険料	傷害保険、行事保険等（個人にかける「ボランティア活動保険」を除く）
使用料及び賃借料	事業開催時の会場の使用、その他借用にかかる経費

※1 上記以外の経費《団体の人件費・通信回線料金・車輛燃料費・施設管理費・光熱水費・打ち合わせ時の飲食費・広報誌発行費、事務機器備品（パソコン、プリンター、デジタルカメラなど）》については助成対象外。

※2 精算報告には申請事業全体の領収書コピーを添付。（物品購入の場合は購入額全体の領収証コピーを添付）

附則この要綱は令和3年4月1日より施行する。

令和3年度天白区「赤い羽根共同募金助成金事業」実施細則

1. 助成対象事業について

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を講じたうえで実施可能な事業を対象とし、それを理由に事業の中止が見込まれるものは対象としない。

また、新型コロナウイルス・天候に影響を受ける事業については、その際の代替事業を申請の際に明示するもの。

2. 中止した事業の取り扱いについて

原則助成金を返金するもの。

3. 提出方法（申請・報告）について

窓口持参・郵送等・メールのいずれかで提出するもの。なお、郵送の場合は履歴が確認できる方法を講じること。また、メールでの提出の場合は、送信後に事務局まで確認の電話をすること。

●持参・送付先

〒468-0015 天白区原1丁目301 原ターミナルビル3F
名古屋市天白区社会福祉協議会（赤い羽根共同募金助成事業）

- ・窓口受付 月一金（祝日を除く）9：00～17：00
- ・ターミナルビル地下駐車場は文化小劇場専用のため駐車不可

●メール

tenpakuVC@nagoya-shakyo.or.jp

- ・送信後に事務局まで電話連絡すること。受付時間は上記窓口時間と同様
- ・連絡先：052-809-5550
- ・件名は【赤い羽根共同募金助成金 申請（または報告） 事業名】でお送りください。

●返金について

- ・窓口にご持参いただく場合は、上記窓口受付時間にお越しくください。
- ・指定口座への振り込みでも対応いたします。その際の振り込みにかかる手数料は各団体でご負担ください。

【返金先口座】

三菱UFJ銀行 八事支店 普通 0335221
社会福祉法人 名古屋市天白区社会福祉協議会 特別
事務局長 名内丈資（なうちたけとし）